

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税台帳管理事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、固定資産税台帳管理業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県 河内町長

## 公表日

令和4年4月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税台帳管理事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づき、登記簿または固定資産課税台帳に登録された帳簿を元に固定資産税・都市計画税額を計算し賦課する。</li> <li>・住民からの申請に基づき、固定資産税・都市計画税情報から証明書を発行する。</li> </ul> <p>【処理の流れ】(※特定個人情報を取り扱う事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法務局, 住民, 企業, 他自治体, eLTAXから申告情報を取得する。 ※本人確認を行う。申告書記載内容を取得する。</li> <li>2. 取得した申告情報の一部を委託業者に提供し, 電子データ化する。[委託] ※申告書の情報を電子データ化する。</li> <li>3. 各種申告情報及び電子データをシステムへ保管する。[委託]</li> <li>4. 賦課計算に必要な情報(生活保護など)を照会し取得する。[庁内入手、中間サーバ入手]</li> <li>5. 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにて取得する。 ※本人確認を行う。</li> <li>6. 賦課情報を作成する。</li> <li>7. 税額通知作成をするため、賦課情報を提供し発送準備をする。[委託]</li> <li>8. 課税決定者・各企業へ税額を通知する。 ※申告された個人番号を通知する。</li> <li>9. 作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。[移転]</li> <li>10. 賦課情報に基づき, 申請に応じて証明書を発行する。 ※本人確認を行う。</li> </ol>
③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、資産税支援情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、内連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>・番号法第9条第3項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> <li>・番号法第9条第2項に基づく条例</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6971
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6971

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-1-③システムの名称	固定資産税(都市計画税)システム	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、資産税支援情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、内連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ	事後	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	企画財務課長 藤井 俊一	企画財務課長 北澤 雅志	事後	
平成29年4月1日	I-5-①部署	企画財務課	税務課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	企画財務課長 北澤 雅志	税務課長 石山 和雄	事後	
平成29年4月1日	I-7-請求先	企画財務課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-2111	税務課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6971	事後	
平成29年4月1日	I-8-連絡先	企画財務課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-2111	税務課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6971	事後	
令和1年6月10日	I-5-②所属長	税務課長 石山 和雄	税務課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月10日	IV リスク対策	—	追加項目	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年3月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月8日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため